

笠松町国土強靱化地域計画

令和3年4月20日策定



笠松町



< 目 次 >

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ等	1

第 1 章 強靱化の基本的考え方

1 基本目標	2
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	2
(1) 本町の特性を踏まえた取組推進	2
(2) 効率的・効果的な取組推進	2
3 計画策定の進め方	3

第 2 章 本町の地域特性

1 地理的・地形的特性	4
2 気候的特性	4
3 社会経済的特性	4

第 3 章 計画策定に際して想定するリスク

5

第 4 章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	6
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
(1) 事前に備えるべき目標	6
(2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	6
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	8

第 5 章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理	9
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	9
①公共施設等	10

②防災	11
③消防	14
④都市計画・雨水対策・道路・住宅	14
⑤産業振興・環境	16
⑥上下水道.....	17
⑦保健医療・福祉.....	17
横断的分野 リスクコミュニケーション	19
3 事業主体が町以外の団体であるなど、町のみでは対応が困難な課題.....	21

第 6 章 計画の推進

1 施策の重点化	22
2 計画の見直し.....	22

別紙 1	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	25
別紙 2	施策分野ごとの脆弱性評価結果	43
別紙 3	リスクシナリオごとの推進方針	53

はじめに

1 計画策定の趣旨

日本はこれまで、東日本大震災、阪神・淡路大震災、数々の大型台風など様々な自然災害により、甚大な被害を被ってきた。そして、そのたびに、長期間にわたり、多くの人的、物的資源を投入し、復旧、復興を図ってきた。これを教訓に、いかなることが起きようとも、致命傷を避け、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、また、被った被害を迅速に回復することができる、「強さ」と「しなやかさ」、いわゆる強靱性を確保しようとする取組が、国土強靱化である。

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、その後、国においては「国土強靱化基本計画」が平成 26 年に作成された。また、基本法第 13 条において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「国土強靱化地域計画」を定めることができると規定されており、岐阜県では平成 27 年 3 月に、「岐阜県強靱化計画」を策定し、令和 2 年 3 月には第 2 期計画が策定されたところである。

本町は、地理的に平坦な土地であり、木曽川に沿って広がる地形で、木曽川は川幅が広く、堤防が決壊する恐れは少ないものの、ひとたび決壊すれば町全体が甚大な被害を受ける。また近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ地震では、町内で大きな被害が予想され、地震のあとの地下浅く流れる伏流水により液状化などの被害が想定される。このため、大規模自然災害による致命的なダメージを回避するとともに、被害から迅速に回復できるよう、「事前の一策」として、国土強靱化地域計画を策定し、強靱化の取組を計画的に進めていくこととした。

計画に基づき、地域の強靱化に資する事業を推進し、いかなる災害からも町民を守るまちとして、町民の皆様に「安心の見える化」を提供していく。

本計画に基づく事業実施を通じて、安全で強く、しなやかな笠松町の実現を目指す。

2 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、基本計画との調和を保ちつつ、岐阜県国土強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図り、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。

強靱化に関する内容については、町の様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものである。

(2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とする。

第 1 章 強靱化の基本的考え方

1 基本目標

基本法第 14 条において、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国と県の計画と調和を図り、以下の 4 項目を基本目標として強靱化を推進することとする。

- 町民の生命の保護が最大限図られること
- 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 本町の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少の進行など、本町を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進めること。
- ・昭和 52 年 9.12 豪雨災害など過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組に当たること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組に当たること。

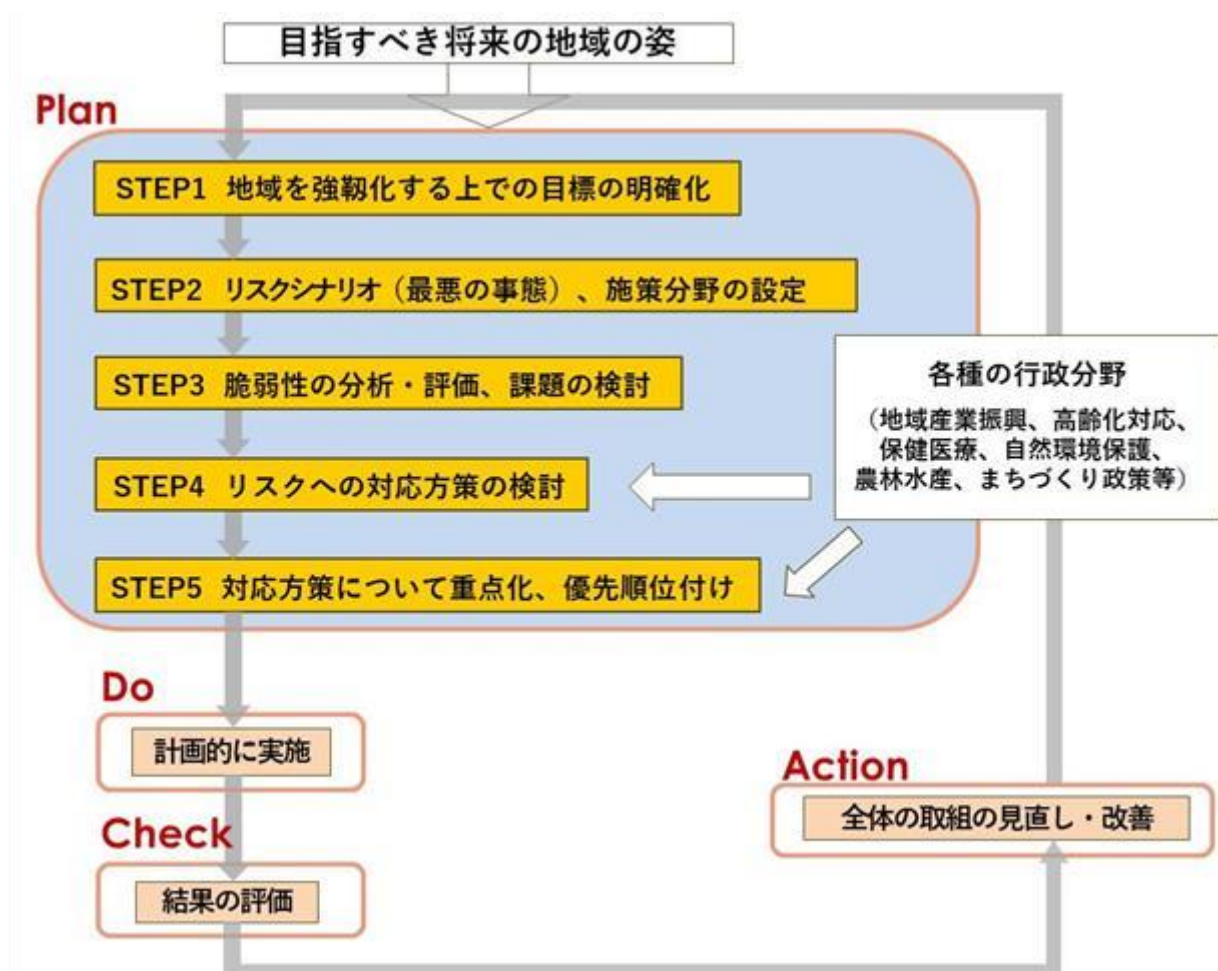
(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、近隣市町、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたること。

- ・非常時のみならず、日常の町民生活の安全安心、産業の活性化等に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組との連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

3 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が発行されており、本計画の作成にあたっては、同ガイドラインに記載の手順を踏襲することとした。



第 2 章 本町の地域特性

1 地理的・地形的特性

本町は、岐阜県南部の濃尾平野に位置し、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、愛知県一宮市に隣接している。

面積は 10.30 km²と岐阜県内の市町村の中で 3 番目に小さな面積の自治体でその面積のおおよそ 3 分の 1 は木曽川が占める。木曽川右岸に沿って帯状に広がる低湿地にあり、西に養老山脈と伊吹山、北に回って金華山、さらに御嶽山などが眺望できる。北部の境川、南部の木曽川には含まれた旧輪中地帯の一部である。

2 気候的特性

本町の気候は、太平洋側気候に属し、夏は南東の季節風の影響を受けて温暖多湿であり、冬は、北西季節風の影響を受ける。雨は年間 2,000mm 近くに達し、特に 6 月、7 月、9 月に多い。

3 社会経済的特性

(1)人口

当町の人口は 22,750 人、人口密度 2,209 人/k m²（平成 27 年国勢調査）で人口密度は県内 3 位である。

年齢 3 区分別の人口構成をみると、平成 27 年（2015 年）では年少人口（0～14 歳）割合は 13.7%、生産年齢（15～64 歳）人口は 59.8%、老年人口（65 歳以上）割合は 27.2%となっている。30・40 代の人口に厚みがあり、現在は比較的若い年齢構成となっているものの、60 代の人口も多く、今後 65 歳以上の人口が増加していくものと思われる。

(2) 経済活動

本町の産業は町内総生産の経済活動別構成比（平成 29 年度岐阜県の市町村民経済計算）によると、第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 26.2%、第 3 次産業が 73.1%となっており、第 3 次産業の比重が大きい産業構造となっている。また、産業別の従業者数（平成 28 年経済センサス活動調査）は製造業が 28.9%、次いで医療・福祉が 26.0%、卸売業・小売業が 17.6%と多い。産業別従業者数の特化係数についても、全国に比べて製造業や医療・福祉の特化係数が高くなっている。

第 3 章 計画策定に際して想定するリスク

本計画にあたり想定するリスクは、発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模な地震、本町において過去にも多くの被害を受けた風水害など、「大規模自然災害」全般を対象とする。

なお、特に本町に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりである。

(地震) ①南海トラフ地震

②養老-桑名-四日市断層帯地震

③揖斐川-武芸川断層帯地震

【被災履歴】明治 24 年 濃尾地震

(風水害) ③木曽川・境川等における大規模出水

【被災履歴】昭和 34 年 9 月 伊勢湾台風

昭和 51 年 9 月 豪雨

昭和 52 年 8 月 豪雨

④強風による被害

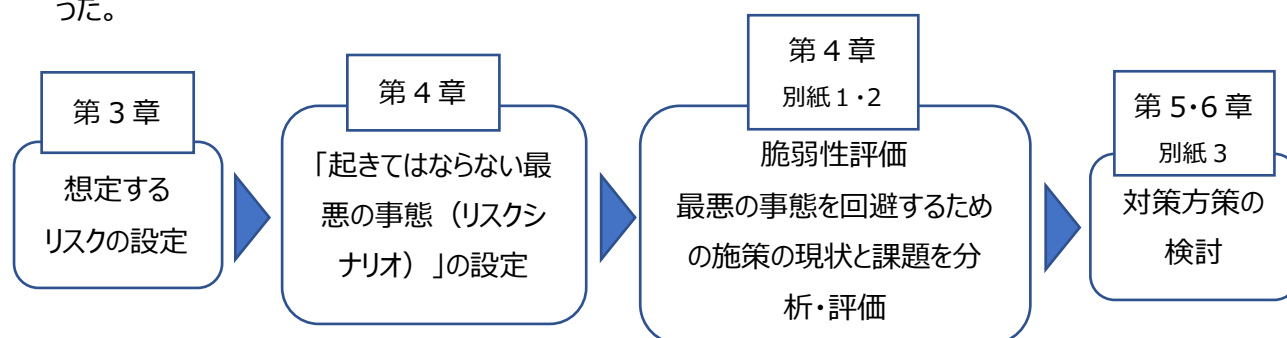
【被災履歴】平成 30 年 9 月 台風 21 号

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

強靱化に関連する町の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱性」の対義語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき分析・評価を行った。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

(1) 事前に備えるべき目標

前述した基本目標を達成するために事前に備えるべき目標について、国の基本計画に準じた6項目を設定した。

(2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定は、国の基本計画で設定されている45項目を参考にしつつ、県の地域計画との整合、町の実情を勘案し、16項目に整理した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標（6 項目）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（16 項目）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
		2-3	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		4-3	食料等の安定供給の停滞
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークが分断する事態
6	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

16の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」それぞれについて、各分野の関係部局が実施している個別施策の取組状況、課題、重要業績指標（KPI）などから、脆弱性評価を行った。

また、複数の施策分野に関係するリスクシナリオが多数存在することから、施策分野ごとの脆弱性を的確に把握するため、施策分野ごとの評価も行った。

施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、町の機構（課構成）に鑑み、7つの個別施策分野、1つの横断的分野を設定した。評価結果は別紙1、2のとおりである。

別紙 1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

別紙 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

【個別施策分野】

施策分野： 主に関係する担当課等

①公共施設等	総務課
②防災	総務課
③消防	総務課
④都市計画・雨水対策・道路・住宅	建設課
⑤産業振興・環境	環境経済課
⑥上下水道	水道課
⑦保健医療・福祉	福祉子ども課・健康介護課

【横断的分野】

・リスクコミュニケーション

第 5 章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果を踏まえ、本町における強靱化の施策の取組方針について、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、事態を回避するための施策の推進方針として整理した。結果は別紙 3 のとおりである。

別紙 3 リスクシナリオごとの推進方針

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

1 つの推進方針が、複数の最悪の事態（リスクシナリオ）の回避に資する場合が多いことから、重複を避けるとともに、対策を効率的に実行するため、個別施策分野（7 分野）及び横断的分野（1 分野）の合計 8 分野の施策ごとに、推進方針を再整理する。

これらの推進方針は、7 つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。施策分野ごとの推進方針を次に示す。

個別施策分野

①公共施設等

【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設を中心に指定避難所 35 施設・指定緊急避難場所 66 施設を指定している。また、各自主防災会で災害時の退避場所を決めている。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

【防災拠点の整備】

○町災害対策本部となる役場庁舎や、代替施設として使用予定の消防コミュニティセンターの通信機器や発電設備等、町職員や外部応援組織の活動拠点としての機能充実を図る。

【町有建築物の耐震化】

○耐震診断の結果、補強が必要とされている笠松中央公民館・町民体育館・南体育館・松枝公民館について、施設の長寿命化や統廃合を含め、計画的な施設整備を進める。

○各水源地の耐震診断を実施し、診断結果により耐震補強を行うなど耐震化を図る。

【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一齐に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「笠松町公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく。

【避難所機能の充実】

○過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた。今後も適切な維持管理に努めるとともに、不足する備蓄品の検討を行い、追加整備を行う。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める。

○指定避難所や避難場所に指定されている笠松小学校、松枝小学校、下羽栗小学校、笠松中学校の体育館や校舎の避難所としての活用に関して各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備品の整備の充実を図る。

○令和 3 年度中に指定避難所としての機能を備えた新こども館の整備を図る。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、西日本電信電話株式会社と協定を締結し、特設公衆電話を町内 14 施設に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、使用方法の普及に努める。

【Wi-Fi 環境の整備】

○災害対策本部の役場庁舎や指定避難所に指定されている主要施設に Wi-Fi スポットを整備しているが、避難者の安否確認等のさらなる伝達手段の確保を図る。

②防災

【越境避難体制の充実】

○洪水ハザードマップの木曽川・長良川・境川・新荒田川・新境川の想定最大規模の浸水想定では、町内全体に浸水の可能性があり、被害の規模によっては避難所や避難場所の利用を制限されたり収容人数を超過するケースも想定されることから、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく。

【防災行政無線】

○防災行政無線屋外子局 33 基を設置し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能し、情報を伝達できるよう、雷対策や適切な維持管理を進める。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、アンサーバック専用ダイヤルを設置しているため、活用のため住民周知を行う。

【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線やあんしんかさまつメール、各キャリアの緊急速報メール、LINE、HP の多様なツールを確保している。さらに複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、一層の充実や迅速化を検討する。

【公的備蓄の充実】

○内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯）の想定避難者数 4,140 人分の 1 日分の食料、飲料水を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

○町内 18 の指定避難所等の施設に発電機を備蓄している。発電機の適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する。

【災害用トイレ対策】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、ダンボールトイレやマンホールトイレを備蓄し、災害用マンホールを運動公園に 10 基、笠松中学校屋内運動場に 2 基、給食センターに 3 基設置している。また、令和 3 年度完成予定の新こども館にも 2 基設置するように検討している。なお、必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する。

【ペットの避難】

○ペットの避難スペースを検討し、避難所のペット対応マニュアルを作成したり、飼い主に対して対策を講じるよう周知するなど、ペットの避難にかかる対策を講じる。

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○民間企業等と協定を締結し、食料や物資や避難場所の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める。

○ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信・物流等）事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加してもらうなど、引き続き連携の強化に努める。

○道路等の復旧について、関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める。

【業務継続体制の強化・職員参集】

○笠松町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

【重要データ等の保護】

○住民記録システムや戸籍総合システム等の各課の重要データについて、災害時のデータの流出や喪失を防止する。

○災害時における業務の早期立ち上げ、重要な行政データ及び情報通信機器の保護を行う。

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として4施設を設定し、各地域の避難所へと搬送する体制を確保する。

【応急危険度判定士育成】

○町職員で被災建築物応急危険度判定士の資格保有者を確保しており、不足する場合は県に要請することとしているが、町において判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター（他県判定士の受入・チーム編成・判定結果のとりまとめ等）」を育成し、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る。

【罹災証明書交付の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、被害認定調査や罹災証明書交付事務について「町罹災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する。

③消防

【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、インセンティブ制度、広報等により団員確保に引き続き努める。

【初期消火対策】

○自主防災会が笠松町自主防災会防災備品整備事業補助金を活用し、地域に消火器を整備している。自主防災訓練にて、羽島郡広域連合西消防署の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施する。

【消防水利の整備】

○消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める。

○老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修または新設工事を進める。

④都市計画・雨水対策・道路・住宅

＜都市計画＞

【市街地整備の促進】

○平成 28 年に策定した「笠松町都市計画マスタープラン」に基づき町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を促進する。

【地籍調査】

○災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める。

＜雨水対策＞

【排水路未整備区間の雨水対策の推進】

○排水路（流下断面拡大、上部覆蓋）及び雨水排水ポンプの改修を進める。

【調整池・排水ひ管の整備】

○三ツ目川第一排水区の浸水対策として令和 2 年度より供用開始した円城寺雨水調整池および円城寺排水ひ管を適切に管理運用し、豪雨による外水・内水氾濫を未然に防ぐ。今後、調整池の下流部から岐南町境までの区間整備において、検討を進める。

【排水路施設等の維持管理対策】

○町が管理する水路施設等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

＜道路＞

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って計画的に修繕工事を進める。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

＜住宅等＞

【民間建築物の耐震化促進】

○住宅等の耐震改修を推進するため、戸別訪問（木造住宅耐震化ローラー作戦）の実施や、広報などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策（※）をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

（※）住宅・建築物安全ストック形成事業及び耐震シェルター等の設置の助成。

【ブロック塀の除却促進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、新たに生け垣を設置する方、ブロック塀を除去する方を対象とした補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却推進に努める。

【社会福祉施設等の耐震化促進】

○障がい福祉サービス及び介護サービス利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等施設整備補助金等を活用し、町内の障がい福祉サービス事業所及び介護施設の耐震改修等を促進する。

○在園児及び保護者等の保育所（園）利用者の安全・安心を確保するため、保育所等整備交付金を活用し、町内の保育所（園）の耐震改修等を促進する。

⑤産業振興・環境

＜産業振興＞

【企業の事業継続支援】

○災害による物的な損害や取引先の減少等の中小企業が被る影響を見据え、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、事業継続力計画について町商工会と連携しながら、策定を促す仕組みを検討するなど、中小企業の事業継続力の強化を支援する。

【企業誘致の推進】

○首都圏からの本社機能をはじめ、ITなどの先端産業や製造業の工場や、物流施設、研究開発施設等の誘致を進める。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【農業関連施設の整備等】

○羽島用水土地改良区との連携による内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。

○集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

＜環境＞

【災害廃棄物処理体制の充実】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するため策定した「笠松町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみ进行处理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る。

【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 31 年 3 月に「笠松町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉塞や火災の発生を防止するため、計画に基づく空家の適切な管理および利活用を推進していく。

⑥上下水道

【上水道施設の耐震化・老朽化対策】

○水源地や防災上重要な管路について、計画的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

○上水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する。

【下水道施設の耐震化・老朽化対策】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠およびマンホールの耐震化を図ってきており、さらなる耐震化を促進する。

○下水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する。

【給水体制の構築】

○地震災害等に備え、給水タンクや給水袋などの備蓄の充実を図るほか、関連部署等と連携し、給水活動体制を整える。

⑦保健医療・福祉

【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、羽島郡医師会と協定を締結し、連携強化を図っている。引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める。

○特に、被災後 1 週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と羽島郡医師会等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める。

【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄個所の増強や、配布体制の強化について検討する。

○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む。

○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。

○感染症対策に関わる事項を「笠松町地域防災計画」、「笠松町避難所運営マニュアル」等に記載し、実行、推進する。

【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」等に基づき毎年災害ボランティアセンターの設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。

横断的分野（部局横断的な取組）

リスクコミュニケーション

※リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。例えば国土強靱化について教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。

【自主防災組織育成】

○町内のすべての町内会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各自主防災会が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく。

【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「水平避難」「町外避難」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。

【避難行動要支援者対策】

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別計画作成を推進し、その実効性を確保していく。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定を促進する。

【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

【家具固定の推進】

○過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。高齢者世帯などに対し、家具転倒防止補助器具の支給を実施しており、引き続き広報を行う。

【ハザードマップの活用】

○緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや防災ハンドブックにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

【防災教育の推進】

○子どもおよび親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

【防災士の育成】

○町では平成 27 年度に「かさまつ防災士会」を組織している。地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、引き続き高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力向上を図る。

3 事業主体が町以外の団体であるなど、町のみでは対応が困難な課題

脆弱性評価で明らかにした課題のうち、以下に示す内容は、町以外の団体が主体となってしまう事業に関係する内容である。これらの課題については、国、県及び関係団体との議論、協力、事業主体への要望活動等を通じて、町の強靱化を推進する。

【河川整備の促進】

○雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、国内各地で水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきている。そのため、木曽川・境川をはじめとする国・県管理河川における河道掘削や河川整備促進を要望するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した防災・減災対策の連携が必要である。（リスクシナリオ：1-2）

第 6 章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。本計画では前章で整理した個別施策分野及び横断的分野単位で施策の重点化を図ることとし、次頁のとおり設定する。

重点化の柱

- 町民の安全確保
- 自助、共助、公助の連携による地域の災害対応力の強化
- 既存の社会資本の効果的な維持管理、活用

重点化の視点

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗できるか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか

2 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね 5 年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

地域防災計画など国土強靱化に係る町の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

重点化施策項目

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
個別施策分野		
①公共施設等	・防災拠点の整備 ・町有建築物の耐震化 ・避難所機能の充実	【避難施設の確保】 【防災拠点の整備】 【町有建築物の耐震化】 【公共施設の総合的な管理計画】 【避難所機能の充実】 【特設公衆電話の配備】 【Wi-Fi 環境の整備】
②防災	・公的備蓄の充実 ・業務継続体制の強化 ・職員参集	【越境避難体制の充実】 【防災行政無線】 【情報伝達ツールの多重化】 【公的備蓄の充実】 【災害用トイレ対策】 【ペットの避難】 【協定締結の促進・協力連携の強化】 【業務継続体制の強化・職員参集】 【重要データの保護】 【受援体制強化】 【応急危険度判定士育成】 【罹災証明書交付の効率化】
③消防	・消防水利の整備	【消防団員の確保・育成】 【初期消火対策】 【消防水利の整備】
④都市計画 雨水対策 道路 住宅	・民間建築物の耐震化 ・幹線道路、橋梁の整備	【市街地整備の促進】 【地籍調査】 【公園整備の促進】 【排水路未整備区間の雨水対策の推進】

		【調整池・排水ひ管の整備】 【排水路施設等の維持管理対策】 【都市計画道路・幹線道路の整備】 【道路施設の維持・長寿命化対策】 【民間建築物の耐震化促進】 【ブロック塀の除却促進】 【社会福祉施設等の耐震化促進】
⑤産業振興・環境		【企業の事業継続支援】 【企業誘致の推進】 【農地の活用】 【農業関連施設の整備等】 【災害廃棄物処理体制の充実】 【空家対策】
⑥上下水道	・上水道施設の耐震化・老朽化対策 ・下水道施設の耐震化・老朽化対策	【上水道施設の耐震化・老朽化対策】 【下水道施設の耐震化・老朽化対策】 【給水体制の構築】
⑦保健医療・福祉	・医療救護体制の充実	【医療救護体制の充実】 【医療・介護人材の育成】 【感染症対策】 【ボランティア対策】
横断的分野		
リスクコミュニケーション	・自主防災組織育成 ・適切な避難行動の周知啓発 ・避難行動要支援者対策 ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	【自主防災組織育成】 【適切な避難行動の周知啓発】 【避難行動要支援者対策】 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】 【個人備蓄の推進】 【家具固定の推進】 【ハザードマップの活用】 【防災教育の推進】 【防災士の育成】

別紙 1 リスクシナリオごとの脆弱性評価

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設を中心に指定避難所 35 施設・指定緊急避難場所 66 施設を指定している。また、各自主防災会で災害時の退避場所を決めている。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める必要がある。

【町有建築物の耐震化】

○耐震診断の結果、補強が必要とされている笠松中央公民館・町民体育館・南体育館・松枝公民館について、施設の長寿命化や統廃合を含め、計画的な施設整備を進める必要がある。
○各水源地の耐震診断を実施し、診断結果により耐震補強を行うなど耐震化を図る必要がある。

【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「笠松町公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく必要がある。

【避難所機能の充実】

○過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた。今後も適切な維持管理に努めるとともに、不足する備蓄品の検討を行い、追加整備を行う必要がある。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める必要がある。

○指定避難所や避難場所に指定されている笠松小学校、松枝小学校、下羽栗小学校、笠松中学校の体育館や校舎の避難所としての活用に関して各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備品の整備の充実を図る必要がある。

○令和 3 年度中に指定避難所としての機能を備えた新こども館の整備を図る必要がある。

【応急危険度判定士育成】

○町職員で被災建築物応急危険度判定士の資格保有者を確保しており、不足する場合は県に要請することとしているが、町において判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター（他県判定士の受入・チーム編成・判定結果のとりまとめ等）」を育成し、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る必要がある。

【初期消火対策】

○自主防災会が笠松町自主防災会防災備品整備事業補助金を活用し、地域に消火器を整備している。自主防災訓練にて、羽島郡広域連合西消防署の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施する必要がある。

【消防水利の整備】

○消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める必要がある。

○老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修または新設工事を進める必要がある。

【市街地整備の促進】

○平成 28 年に策定した「笠松町都市計画マスタープラン」に基づき町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を促進する必要がある。

【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める必要がある。

【民間建築物の耐震化促進】

○住宅等の耐震改修を推進するため、戸別訪問（木造住宅耐震化ローラー作戦）の実施や、広報などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策（※）をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

（※）住宅・建築物安全ストック形成事業及び耐震シェルター等の設置の助成。

【ブロック塀の除却促進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、新たに生け垣を設置する方、ブロック塀を除去する方を対象とした補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却推進に努める必要がある。

【社会福祉施設等の耐震化促進】

○障がい福祉サービス及び介護サービス利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等施設整備補助金等を活用し、町内の障がい福祉サービス事業所及び介護施設の耐震改修等を促進する必要がある。

○在園児及び保護者等の保育所（園）利用者の安全・安心を確保するため、保育所等整備交付金を活用し、町内の保育所（園）の耐震改修等を促進する必要がある。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 31 年 3 月に「笠松町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉塞や火災の発生を防止するため、計画に基づく空家の適切な管理および利活用を推進していく必要がある。

【家具固定の推進】

○過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。高齢者世帯などに対し、家具転倒防止補助器具の支給を実施しており、引き続き広報を行う必要がある。

（ K P I ）

指標	現状値	目標値
【民間建築物の耐震化促進】 住宅の耐震化率	88.0%（H30）	95.0%（R7）
【家具固定の推進】 家具転倒防止補助器具支給件数	0 件（R2）	20 件（R7）

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【越境避難体制の充実】

○洪水ハザードマップの木曽川・長良川・境川・新荒田川・新境川の想定最大規模の浸水想定では、町内全体に浸水の可能性があり、被害の規模によっては避難所や避難場所の利用を制限されたり収容人数を超過するケースも想定されることから、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく必要がある。

【ペットの避難】

○ペットの避難スペースを検討し、避難所のペット対応マニュアルを作成したり、飼い主に対して対策を講じるよう周知するなど、ペットの避難にかかる対策を講じる必要がある。

【排水路未整備区間の雨水対策の推進】

○排水路（流下断面拡大、上部覆蓋）及び雨水排水ポンプの改修を進める必要がある。

【調整池・排水ひ管の整備】

○三ツ目川第一排水区の浸水対策として令和2年度より供用開始した円城寺雨水調整池および円城寺排水ひ管を適切に管理運用し、豪雨による外水・内水氾濫を未然に防ぐ。今後、調整池の下流部から岐南町境までの区間整備において、検討を進める必要がある。

【排水路施設等の維持管理対策】

○町が管理する水路施設等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

【農業関連施設の整備等】

○羽島用水土地改良区との連携による内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る必要がある。

○集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る必要がある。

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「水平避難」「町外避難」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定を促進する必要がある。

(K P I)



指標	現状値 (R2)	目標 (R7)
【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	— 対象施設見直し中	100%

1-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災行政無線】

○防災行政無線屋外子局 33 基を設置し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能し、情報を伝達できるよう、雷対策や適切な維持管理を進める必要がある。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、アンサーバック専用ダイヤルを設置しているため、活用のため住民周知を行う必要がある。

【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線やあんしんかさまつメール、各キャリアの緊急速報メール、LINE、HP の多様なツールを確保している。さらに複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、一層の充実や迅速化を検討する必要がある。

【自主防災組織育成】

○町内のすべての町内会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各自主防災会が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく必要がある。

【避難行動要支援者対策】

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別計画作成を推進し、その実効性を確保していく必要がある。

【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

【家具固定の推進】

○過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。高齢者世帯などに対し、家具転倒防止補助器具の支給を実施しており、引き続き広報を行う必要がある。

【ハザードマップの活用】

○緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや防災ハンドブックにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する必要がある。

【防災教育の推進】

○子どもおよび親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める必要がある。

(K P I)



指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
【情報伝達ツールの多重化】		
あんしんかさまつメール登録者数 (※)	4,317 人	6,000 人
LINE 登録者数	3,100 人	5,000 人

※令和 3 年 3 月 1 日現在 (あんしんかさまつメールは「防災情報」の登録者数)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【防災拠点の整備】

○町災害対策本部となる役場庁舎や、代替施設として使用予定の消防コミュニティセンターの通信機器や発電設備等、町職員や外部応援組織の活動拠点としての機能充実を図る必要がある。

【公的備蓄の充実】

○内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯）の想定避難者数 4,140 人分の 1 日分の食料、飲料水を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。

○町内 18 の指定避難所等の施設に発電機を備蓄している。発電機の適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する必要がある。

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として 4 施設を設定し、各地域の避難所へと搬送する体制を確保する必要がある。

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

【上水道施設の耐震化・老朽化対策】

○水源地や防災上重要な管路について、計画的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。

○上水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

(K P I)



指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
【上水道施設の耐震化・老朽化対策】		
・水源施設の耐震化率（浄水施設能力ベース）	42.3%	62.5%
・配水池の耐震化率（容量ベース）	0.0%	27.3%
・防災上重要な管路の耐震化率	56.1%	74.8%

2-2) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、インセンティブ制度、広報等により団員確保に引き続き努める必要がある。

【初期消火対策】

○自主防災会が笠松町自主防災会防災備品整備事業補助金を活用し、地域に消火器を整備している。自主防災訓練にて、羽島郡広域連合西消防署の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施する必要がある。

【消防水利の整備】

○消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める必要がある。

○老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修または新設工事を進める必要がある。

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

2-3) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、羽島郡医師会と協定を締結し、連携強化を図っている。引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める必要がある。

○特に、被災後 1 週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに

診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と羽島郡医師会等関係団体との連携を進める必要がある。

【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める必要がある。

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【災害用トイレ対策】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、ダンボールトイレやマンホールトイレを備蓄し、災害用マンホールを運動公園に 10 基、笠松中学校屋内運動場に 2 基、学校給食センターに 3 基設置している。また、令和 3 年度完成予定の新こども館にも 2 基設置するように検討している。なお、必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する必要がある。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する必要がある。

【災害廃棄物処理体制の充実】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するため策定した「笠松町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

【下水道施設の耐震化・老朽化対策】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠およびマンホールの耐震化を図ってきており、さらなる耐震化を促進する必要がある。

○下水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄個所の増強や、配布体制の強化について検討する必要がある。

○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく必要がある。

○感染症対策に関わる事項を「笠松町地域防災計画」、「笠松町避難所運営マニュアル」等に記載し、実行、推進する必要がある。

(K P I)



指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
【災害用トイレ対策】 マンホールトイレか所数	3 か所	4 か所

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【町有建築物の耐震化】

○耐震診断の結果、補強が必要とされている笠松中央公民館・町民体育館・南体育館・松枝公民館について、施設の長寿命化や統廃合を含め、計画的な施設整備を進める必要がある。

○各水源地の耐震診断を実施し、診断結果により耐震補強を行うなど耐震化を図る必要がある。

【避難所機能の充実】

○過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた。今後も適切な維持管理に努めるとともに、不足する備蓄品の検討を行い、追加整備を行う必要がある。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める必要がある。

○指定避難所や避難場所に指定されている笠松小学校、松枝小学校、下羽栗小学校、笠松中学校の体育館や校舎の避難所としての活用に関して各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備品の整備の充実を図る必要がある。

○令和３年度中に指定避難所としての機能を備えた新こども館の整備を図る必要がある。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、西日本電信電話株式会社と協定を締結し、特設公衆電話を町内 14 施設に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、使用方法の普及に努める必要がある。

【Wi-Fi 環境の整備】

○災害対策本部の役場庁舎や指定避難所に指定されている主要施設に Wi-Fi スポットを整備しているが、避難者の安否確認等のさらなる伝達手段の確保を図る必要がある。

【業務継続体制の強化・職員参集】

○笠松町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める必要がある。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める必要がある。

【重要データ等の保護】

○住民記録システムや戸籍総合システム等の各課の重要データについて、災害時のデータの流出や喪失を防止する必要がある。

○災害時における業務の早期立ち上げ、重要な行政データ及び情報通信機器の保護を行う必要がある。

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

(K P I)



指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
【避難所機能の充実】 避難所としての施設利用計画作成施設数	0 施設	9 施設

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的に修繕工事を進める。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【企業の事業継続支援】

○災害による物的な損害や取引先の減少等の中小企業が被る影響を見据え、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、事業継続力計画について町商工会と連携しながら、策定を促す仕組みを検討するなど、中小企業の事業継続力の強化を支援する必要がある。

【企業誘致の推進】

○首都圏からの本社機能をはじめ、I T などの先端産業や製造業の工場や、物流施設、研究開発施設等の誘致を進める必要がある。

4-3) 食料等の安定供給の停滞

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○民間企業等と協定を締結し、食料や物資や避難場所の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として4施設を設定し、各地域の避難所へと搬送する体制を確保する必要がある。

【農業関連施設の整備等】

○集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る必要がある。

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

(K P I)



指標	現状 (R2)	目標値 (R7)
【協定締結の促進・協力連携の強化】 物資の確保、供給に係る民間団体との協定数	5 団体	7 団体

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○ライフライン事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加してもらうなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

【上水道施設の耐震化・老朽化対策】

○水源地や防災上重要な管路について、計画的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。

○上水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

【下水道施設の耐震化・老朽化対策】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠およびマンホールの耐震化を図ってきており、さらなる耐震化を促進する必要がある。

○下水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

【給水体制の構築】

○地震災害等に備え、給水タンクや給水袋などの備蓄の充実を図るほか、関連部署等と連携し、給水活動体制を整える必要がある。

（ K P I ）

指標	現状値（R2）	目標値（R7）
【給水体制の構築】 給水袋保有数	2,500 袋	3,450 袋



5-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○道路等の復旧について、関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める必要がある。

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的に修繕工事を進める。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

(K P I)



指標	現状値 (R 2)	目標値 (R 7)
【協定締結の促進・協力連携の強化】 公共施設復旧に資する土木・建築関連団体との 協定数	2 件	4 件

6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理体制の充実】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するため策定した「笠松町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

6-2)人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【業務継続体制の強化・職員参集】

○笠松町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める必要がある。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める必要がある。

【罹災証明書交付の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、被害認定調査や罹災証明書交付事務について「町罹災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する。

【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」等に基づき毎年災害ボランティアセンターの設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する必要がある。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する必要がある。

6-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地籍調査】

○災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施する必要がある。

【自主防災組織育成】

○町内のすべての町内会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各自主防災会が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく必要がある。

【防災士の育成】

○町では平成 27 年度に「かさまつ防災士会」を組織している。地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、引き続き高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力向上を図る必要がある。

(K P I)



指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
【地籍調査】 地籍調査実施率	0%	7.3%

別紙 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

① 公共施設等

【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設を中心に指定避難所 35 施設・指定緊急避難場所 66 施設を指定している。また、各自主防災会で災害時の退避場所を決めている。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める必要がある。

【防災拠点の整備】

○町災害対策本部となる役場庁舎や、代替施設として使用予定の消防コミュニティセンターの通信機器や発電設備等、町職員や外部応援組織の活動拠点としての機能充実を図る必要がある。

【町有建築物の耐震化】

○耐震診断の結果、補強が必要とされている笠松中央公民館・町民体育館・南体育館・松枝公民館について、施設の長寿命化や統廃合を含め、計画的な施設整備を進める必要がある。
○各水源地の耐震診断を実施し、診断結果により耐震補強を行うなど耐震化を図る必要がある。

【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「笠松町公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく必要がある。

【避難所機能の充実】

○過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた。今後も適切な維持管理に努めるとともに、不足する備蓄品の検討を行い、追加整備を行う必要がある。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める必要がある。

○指定避難所や避難場所に指定されている笠松小学校、松枝小学校、下羽栗小学校、笠松中学校の体育館や校舎の避難所としての活用に関して各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備品の整備の充実を図る必要がある。

○令和３年度中に指定避難所としての機能を備えた新こども館の整備を図る必要がある。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、西日本電信電話株式会社と協定を締結し、特設公衆電話を町内 14 施設に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、使用方法の普及に努める必要がある。

【Wi-Fi 環境の整備】

○災害対策本部の役場庁舎や指定避難所に指定されている主要施設に Wi-Fi スポットを整備しているが、避難者の安否確認等のさらなる伝達手段の確保を図る必要がある。

② 防災

【越境避難体制の充実】

○洪水ハザードマップの木曽川・長良川・境川・新荒田川・新境川の想定最大規模の浸水想定では、町内全体に浸水の可能性があり、被害の規模によっては避難所や避難場所の利用を制限されたり収容人数を超過するケースも想定されることから、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく必要がある。

【防災行政無線】

○防災行政無線屋外子局 33 基を設置し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能し、情報を伝達できるよう、雷対策や適切な維持管理を進める必要がある。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、アンサーバック専用ダイヤルを設置しているため、活用のため住民周知を行う必要がある。

【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線やあんしんかさまつメール、各キャリアの緊急速報メール、LINE、HP の多様なツールを確保している。さらに複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、一層の充実や迅速化を検討する必要がある。

【公的備蓄の充実】

○内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯）の想定避難者数 4,140 人分の 1 日分の食料、飲料水を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。

○町内 18 の指定避難所等の施設に発動発電機を備蓄している。発電機の適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する必要がある。

【災害用トイレ対策】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、ダンボールトイレやマンホールトイレを備蓄し、災害用マンホールを運動公園に 10 基、笠松中学校屋内運動場に 2 基、学校給食センターに 3 基設置している。また、令和 3 年度完成予定の新こども館にも 2 基設置するように検討している。なお、必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する必要がある。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する必要がある。

【ペットの避難】

○ペットの避難スペースを検討し、避難所のペット対応マニュアルを作成したり、飼い主に対して対策を講じるよう周知するなど、ペットの避難にかかる対策を講じる必要がある。

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○民間企業等と協定を締結し、食料や物資や避難場所の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

○ライフライン事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加してもらうなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

○道路等の復旧について、関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める必要がある。

【業務継続体制の強化・職員参集】

○笠松町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める必要がある。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める必要がある。

【重要データ等の保護】

○住民記録システムや戸籍総合システム等の各課の重要データについて、災害時のデータの流出や喪失を防止する必要がある。

○災害時における業務の早期立ち上げ、重要な行政データ及び情報通信機器の保護を行う必要がある。

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として3施設を設定し、各地域の避難所へと搬送する体制を確保する必要がある。

【応急危険度判定士育成】

○町職員で被災建築物応急危険度判定士の資格保有者を確保しており、不足する場合は県に要請することとしているが、町において判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター（他県判定士の受入・チーム編成・判定結果のとりまとめ等）」を育成し、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る必要がある。

【罹災証明書交付の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、被害認定調査や罹災証明書交付事務について「町罹災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する。

③ 消防

【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、インセンティブ制度、広報等により団員確保に引き続き努める必要がある。

【初期消火対策】

○自主防災会が笠松町自主防災会防災備品整備事業補助金を活用し、地域に消火器を整備している。自主防災訓練にて、羽島郡広域連合西消防署の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施する必要がある。

【消防水利の整備】

○消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める必要がある。

○老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修または新設工事を進める必要がある。

④ 都市計画・雨水対策・道路・住宅

＜都市計画＞

【市街地整備の促進】

○平成 28 年に策定した「笠松町都市計画マスタープラン」に基づき町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を促進する必要がある。

【地籍調査】

○災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施する必要がある。

【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める必要がある。

＜雨水対策＞

【排水路未整備区間の雨水対策の推進】

○排水路（流下断面拡大、上部覆蓋）及び雨水排水ポンプの改修を進める必要がある。

【調整池・排水ひ管の整備】

○三ツ目川第一排水区の浸水対策として令和 2 年度より供用開始した円城寺雨水調整池および円城寺排水ひ管を適切に管理運用し、豪雨による外水・内水氾濫を未然に防ぐ。今後、調整池の下流部から岐南町境までの区間整備において、検討を進める必要がある。

【排水路施設等の維持管理対策】

○町が管理する水路施設等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

＜道路＞

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的に修繕工事を進める。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

<住宅等>

【民間建築物の耐震化促進】

○住宅等の耐震改修を推進するため、戸別訪問（木造住宅耐震化ローラー作戦）の実施や、広報などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策（※）をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

（※）住宅・建築物安全ストック形成事業及び耐震シェルター等の設置の助成。

【ブロック塀の除却促進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、新たに生け垣を設置する方、ブロック塀を除去する方を対象とした補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却推進に努める必要がある。

【社会福祉施設等の耐震化促進】

○障がい福祉サービス及び介護サービス利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等施設整備補助金等を活用し、町内の障がい福祉サービス事業所及び介護施設の耐震改修等を促進する必要がある。

○在園児及び保護者等の保育所（園）利用者の安全・安心を確保するため、保育所等整備交付金を活用し、町内の保育所（園）の耐震改修等を促進する必要がある。

⑤ 産業振興・環境

<産業振興>

【企業の事業継続支援】

○災害による物的な損害や取引先の減少等の中小企業が被る影響を見据え、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、事業継続力計画について町商工会と連携しながら、策定を促す仕組みを検討するなど、中小企業の事業継続力の強化を支援する必要がある。

【企業誘致の推進】

○首都圏からの本社機能をはじめ、ITなどの先端産業や製造業の工場や、物流施設、研究開発施設等の誘致を進める必要がある。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

【農業関連施設の整備等】

○羽島用水土地改良区との連携による内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る必要がある。

○集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る必要がある。

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

<環境>

【災害廃棄物処理体制の充実】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するため策定した「笠松町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 31 年 3 月に「笠松町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉塞や火災の発生を防止するため、計画に基づく空家の適切な管理および利活用を推進していく必要がある。

⑥ 上下水道

【上水道施設の耐震化・老朽化対策】

○水源地や防災上重要な管路について、計画的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。

○上水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

【下水道施設の耐震化・老朽化対策】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠およびマンホールの耐震化を図ってきており、さらなる耐震化を促進する必要がある。

○下水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

【給水体制の構築】

○地震災害等に備え、給水タンクや給水袋などの備蓄の充実を図るほか、関連部署等と連携し、給水活動体制を整える必要がある。

⑦ 保健医療・福祉

【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、羽島郡医師会と協定を締結し、連携強化を図っている。引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める必要がある。

○特に、被災後 1 週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と羽島郡医師会等関係団体との連携を進める必要がある。

【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める必要がある。

【感染症対策】

○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄個所の増強や、配布体制の強化について検討する必要がある。

○予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

○感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく必要がある。

○感染症対策に関わる事項を「笠松町地域防災計画」、「笠松町避難所運営マニュアル」等に記載し、実行、推進する必要がある。

【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」等に基づき毎年災害ボランティアセンターの設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する必要がある。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する必要がある。

別紙 3 リスクシナリオごとの推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【避難施設の確保】

○災害に備え、公共施設を中心に指定避難所 35 施設・指定緊急避難場所 66 施設を指定している。また、各自主防災会で災害時の退避場所を決めている。引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

【町有建築物の耐震化】

○耐震診断の結果、補強が必要とされている笠松中央公民館・町民体育館・南体育館・松枝公民館について、施設の長寿命化や統廃合を含め、計画的な施設整備を進める。

○各水源地の耐震診断を実施し、診断結果により耐震補強を行うなど耐震化を図る。

【公共施設の総合的な管理計画】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「笠松町公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく。

【避難所機能の充実】

○過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた。今後も適切な維持管理に努めるとともに、不足する備蓄品の検討を行い、追加整備を行う。

○災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める。

○指定避難所や避難場所に指定されている笠松小学校、松枝小学校、下羽栗小学校、笠松中学校の体育館や校舎の避難所としての活用に関して各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備品の整備の充実を図る。

○令和 3 年度中に指定避難所としての機能を備えた新こども館の整備を図る。

【応急危険度判定士育成】

○町職員で被災建築物応急危険度判定士の資格保有者を確保しており、不足する場合は県に要請することとしているが、町において判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター（他県判定士の受入・チーム編成・判定結果のとりまとめ等）」を育成し、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る。

【初期消火対策】

○自主防災会が笠松町自主防災会防災備品整備事業補助金を活用し、地域に消火器を整備している。自主防災訓練にて、羽島郡広域連合西消防署の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施する。

【消防水利の整備】

- 消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める。
- 老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修または新設工事を進める。

【市街地整備の促進】

○平成 28 年に策定した「笠松町都市計画マスタープラン」に基づき町の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消を促進する。

【公園整備の促進】

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、適切な維持管理に努める。

【民間建築物の耐震化促進】

○住宅等の耐震改修を推進するため、戸別訪問（木造住宅耐震化ローラー作戦）の実施や、広報などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策（※）をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

（※）住宅・建築物安全ストック形成事業及び耐震シェルター等の設置の助成。

【ブロック塀の除却促進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、新たに生け垣を設置する方、ブロック塀を除去する方を対象とした補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却推進に努める。

【社会福祉施設等の耐震化促進】

○障がい福祉サービス及び介護サービス利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等施設整備補助金等を活用し、町内の障がい福祉サービス事業所及び介護施設の耐震改修等を促進する。

○在園児及び保護者等の保育所（園）利用者の安全・安心を確保するため、保育所等整備交付金を活用し、町内の保育所（園）の耐震改修等を促進する。

【農地の活用】

○農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【空家対策】

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 31 年 3 月に「笠松町空家等対策計画」を策定した。今後、人口・世帯数の減少に伴い空家数の増加が予想される。空家の倒壊による道路の閉塞や火災の発生を防止するため、計画に基づく対策を推進していく。

【家具固定の推進】

○過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。高齢者世帯などに対し、家具転倒防止補助器具の支給を実施しており、引き続き広報を行う。

1-2) 集中豪雨による町街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【越境避難体制の充実】

○洪水ハザードマップの木曽川・長良川・境川・新荒田川・新境川の想定最大規模の浸水想定では、町内全体に浸水の可能性があり、被害の規模によっては避難所や避難場所の利用を制限されたり収容人数を超過するケースも想定されることから、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく。

【ペットの避難】

○ペットの避難スペースを検討し、避難所のペット対応マニュアルを作成したり、飼い主に対して対策を講じるよう周知するなど、ペットの避難にかかる対策を講じる。

【排水路未整備区間の雨水対策の推進】

○排水路（流下断面拡大、上部覆蓋）及び雨水排水ポンプの改修を進める。

【調整池・排水ひ管の整備】

○三ツ目川第一排水区の浸水対策として令和 2 年度より供用開始した円城寺雨水調整池および円城寺排水ひ管を適切に管理運用し、豪雨による外水・内水氾濫を未然に防ぐ。今後、調整池の下流部から岐南町境までの区間整備において、検討を進める。

【排水路施設等の維持管理対策】

○町が管理する水路施設等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

【農業関連施設の整備等】

○羽島用水土地改良区との連携による内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。

○集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

【適切な避難行動の周知啓発】

○浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「水平避難」「町外避難」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定を促進する。

1-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災行政無線】

○防災行政無線屋外子局 33 基を設置し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能し、情報を伝達できるよう、雷対策や適切な維持管理を進める。

○無線が聞き取りにくかった場合など、直近の放送が聞けるよう、アンサーバック専用ダイヤルを設置しているため、活用のため住民周知を行う。

【情報伝達ツールの多重化】

○災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線やあんしんかさまつメール、各キャリアの緊急速報メール、LINE、HP の多様なツールを確保している。さらに複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、一層の充実や迅速化を検討する。

【自主防災組織育成】

○町内のすべての町内会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各自主防災会が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく。

【避難行動要支援者対策】

○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別計画作成を推進し、その実効性を確保していく。

【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

【家具固定の推進】

○過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。高齢者世帯などに対し、家具転倒防止補助器具の支給を実施しており、引き続き広報を行う。

【ハザードマップの活用】

○緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや防災ハンドブックにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

【防災教育の推進】

○子どもおよび親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【防災拠点の整備】

○町災害対策本部となる役場庁舎や、代替施設として使用予定の消防コミュニティセンターの通信機器や発電設備等、町職員や外部応援組織の活動拠点としての機能充実を図る。

【公的備蓄の充実】

○内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯）の想定避難者数 4,140 人分の 1 日分の食料、飲料水を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

○町内 18 の指定避難所等の施設に発電機を備蓄している。発電機の適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する必要がある。

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として 4 施設を設定し、各地域の避難所へと搬送する体制を確保する。

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【上水道施設の耐震化・老朽化対策】

○水源地や防災上重要な管路について、計画的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

○上水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する。

【個人備蓄の推進】

○大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

2-2) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める。

【消防団員の確保・育成】

○年々消防団員の確保は厳しい状況となっているが、団員数を充足させる必要があるため、インセンティブ制度、広報等により団員確保に引き続き努める。

【初期消火対策】

○自主防災会が笠松町自主防災会防災備品整備事業補助金を活用し、地域に消火器を整備している。自主防災訓練にて、羽島郡広域連合西消防署の指導のもと、水消火器を使用した初期消火訓練を実施する。

【消防水利の整備】

○消火栓の未整備地域に計画的に整備を進める。

○老朽化した既存の消火栓や防火水槽の補修や改修または新設工事を進める。

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

2-3) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【医療救護体制の充実】

○災害時医療救護計画の更新や、羽島郡医師会と協定を締結し、連携強化を図っている。引き続き災害時の医療救護体制の充実を進める。

○特に、被災後 1 週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、町と羽島郡医師会等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】

○災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、会議及び訓練を行い、県・医療機関等との連携を進める。

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【災害用トイレ対策】

○災害時にトイレが不足する事態に備え、ダンボールトイレやマンホールトイレを備蓄し、災害用マンホールを運動公園に 10 基、笠松中学校屋内運動場に 2 基、学校給食センターに 3 基設置している。また、令和 3 年度完成予定の新こども館にも 2 基設置するように検討している。なお、必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する。

○過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても、推進する。

【災害廃棄物処理体制の充実】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するため策定した「笠松町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る。

【下水道施設の耐震化・老朽化対策】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠およびマンホールの耐震化を図ってきており、さらなる耐震化を促進する。

○下水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する。

【感染症対策】

- 衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒物品等を備蓄しているが、備蓄量、備蓄個所の増強や、配布体制の強化について検討する。
- 予防接種により罹患を抑制できる感染症については、接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、各種機会を通して接種勧奨をし、接種率の向上に引き続き取り組む。
- 感染症予防対策として、手洗い、うがい、咳エチケット、消毒、衛生管理等平常時からの啓発により町民に意識付けしていく。
- 感染症対策に関わる事項を「笠松町地域防災計画」、「笠松町避難所運営マニュアル」等に記載し、実行、推進する。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【町有建築物の耐震化】

- 耐震診断の結果、補強が必要とされている笠松中央公民館・町民体育館・南体育館・松枝公民館について、施設の長寿命化や統廃合を含め、計画的な施設整備を進める。
- 各水源地の耐震診断を実施し、診断結果により耐震補強を行うなど耐震化を図る。

【避難所機能の充実】

- 過去の災害を教訓に、避難所機能の強化を進め、備蓄品の整備、設備の適切な更新を行ってきた。今後も適切な維持管理に努めるとともに、不足する備蓄品の検討を行い、追加整備を行う。
- 災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を進める。
- 指定避難所や避難場所に指定されている笠松小学校、松枝小学校、下羽栗小学校、笠松中学校の体育館や校舎の避難所としての活用に関して各学校と協議を進め、避難所開設の初動や災害用備品の整備の充実を図る。
- 令和3年度中に指定避難所としての機能を備えた新こども館の整備を図る。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、西日本電信電話株式会社と協定を締結し、特設公衆電話を町内 14 施設に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、使用方法の普及に努める。

【Wi-Fi 環境の整備】

○災害対策本部の役場庁舎や指定避難所に指定されている主要施設に Wi-Fi スポットを整備しているが、避難者の安否確認等のさらなる伝達手段の確保を図る。

【業務継続体制の強化・職員参集】

○笠松町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

【重要データ等の保護】

○住民記録システムや戸籍総合システム等の各課の重要データについて、災害時のデータの流出や喪失を防止する。

○災害時における業務の早期立ち上げ、重要な行政データ及び情報通信機器の保護を行う。

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として 4 施設を設定し、各地域の避難所へと搬送する体制を確保する。

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【企業の事業継続支援】

○災害による物的な損害や取引先の減少等の中小企業が被る影響を見据え、中小企業の自然災害に対する事前対策を促進するため、事業継続力計画について町商工会と連携しながら、策定を促す仕組みを検討するなど、中小企業の事業継続力の強化を支援する。

【企業誘致の推進】

○首都圏からの本社機能をはじめ、ITなどの先端産業や製造業の工場や、物流施設、研究開発施設等の誘致を進める。

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この30年以内に発生する確率が約70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的に修繕工事を進める。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

4-3) 食料等の安定供給の停滞

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○民間企業等と協定を締結し、食料や物資や避難場所の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築に努める。

【受援体制強化】

○災害時の、町外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防、他自治体職員などからの応援部隊の受入れ体制を定めた「笠松町災害時受援・支援計画」を策定し、平時から各組織との「顔の見える関係」の構築に努める。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として4施設を設定し、各地域の避難所へと搬送する体制を確保する。

【農業関連施設の整備等】

○集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止****【協定締結の促進・協力連携の強化】**

○ライフライン事業者と協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時からの情報交換を行うとともに、防災訓練へ関係事業者に参加してもらうなど、引き続き連携の強化に努める。

【上水道施設の耐震化・老朽化対策】

○水源地や防災上重要な管路について、計画的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

○上水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する。

【下水道施設の耐震化・老朽化対策】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠およびマンホールの耐震化を図ってきており、さらなる耐震化を促進する。

○下水道施設は、重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または応急復旧するための業務継続体制を構築する。

【給水体制の構築】

○地震災害等に備え、給水タンクや給水袋などの備蓄の充実を図るほか、関連部署等と連携し、給水活動体制を整える。

5-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

【協定締結の促進・協力連携の強化】

○道路等の復旧について、関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。平時から連絡を密にし、連携の強化に努める。

【都市計画道路・幹線道路の整備】

○南海トラフ地震が、この 30 年以内に発生する確率が約 70%～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのためには、未整備の都市計画道路及び幹線道路等の整備を促進し、防災拠点間の移動時間短縮等を図る。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

○今後、橋梁の老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的に修繕工事を進める。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理体制の充実】

○災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与するため策定した「笠松町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新などにより、引き続き処理体制の充実を図る。

6-2)人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【業務継続体制の強化・職員参集】

○笠松町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めている。非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持するよう努める。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高め、自助実践率を高める。

【罹災証明書交付の効率化】

○大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、被害認定調査や罹災証明書交付事務について「町罹災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施する。

【ボランティア対策】

○災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」等に基づき毎年災害ボランティアセンターの設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する。

○必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。

6-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地籍調査】

○災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

【自主防災組織育成】

○町内のすべての町内会で自主防災組織が組織され、自主防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各自主防災会が必要な体制が取れるよう、引き続き必要な支援を行っていく。

【防災士の育成】

○町では平成 27 年度に「かさまつ防災士会」を組織している。地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、引き続き高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力向上を図る。

令和3年4月20日

笠松町役場